



「レンタルボックス使用契約約款」及び「あんしん保証パック契約約款」改訂について

2023 年3月30日

お客さま各位

いつもハローストレージをご利用いただき、ありがとうございます。

2023 年 4 月 1 日より、各約款の改定を行いますので、以下のとおりお知らせいたします。

○約款改定日

2023年 4 月 1 日

※約款改定日以降に締結する新契約に改定内容を適用します。

○対象約款

対象となる約款、および詳細な改定内容は以下をご確認ください。

レンタルボックス使用契約約款改訂 新旧対比表は、2～3ページ目をご確認ください。

あんしん保証パック契約約款改訂 新旧対比表は、4ページ目をご確認ください。

○お問い合わせ窓口

ハローストレージ カスタマーサポート課

0120-86-3085

営業時間:9 時 30 分～18 時 00 分(土日祝を除く)

何卒よろしくお願い申し上げます。

=====
エリアリンク株式会社
ハローストレージ
TEL:0120-86-3085
=====

「レンタルボックス使用契約約款」改定 新旧対比表

条項	改訂前	改訂後
第5条 2項	契約者は、契約成立後、前項の契約期間開始前に本契約を解約する場合には、当社に対し当社所定のキャンセル料を支払うものとします。	契約者は、契約成立後、前項の契約期間開始前に本契約を解約する場合には、当社に対し当社所定のキャンセル料（5,000円税込）を支払うものとします。
第6条 1項	契約期間中といえども、契約者または当社はその理由のいかんを問わず、相手方に対し事前に通知を行うことで本契約を解約できるものとします。この場合、相手方に当該通知が到達した日の翌月末日にて本契約は終了します。ただし、左記期日より後の月を解約希望月とした場合は、当該解約希望月の末日にて本契約は終了します。	契約期間中といえども、契約者または当社はその理由のいかんを問わず、相手方に対し事前に電話又はマイページからのWEB申請で通知を行うことで本契約を解約できるものとします。この場合、相手方に当該通知が到達した日の翌月末日にて本契約は終了します。ただし、左記期日より後の月を解約希望月とした場合は、当該解約希望月の末日にて本契約は終了します。 また、解約を申し出られた後に解約の手続きを取りやめることはできません。
第7条 1項	契約者は、当社に対し、本サービスの利用に関して、以下の各料金（以下総称して「利用料金」ということがあります）を支払うものとします。	契約者は、当社に対し、本サービスの利用に関して、以下の各料金（以下総称して「利用料金」という）を当社の指定日までに支払うものとします。
第7条 1項	⑦更新料：本契約を更新する際に要する手数料（月額使用料の0.5ヶ月分）。	⑦更新料：本契約期間が終了し翌年度へ更新する時点で要する手数料（月額使用料の0.5ヶ月分）。
第8条 1項	①契約者は、契約期間開始前までに、初期費用として、月額使用料（初月の日割分及び翌月分）、月額管理費（初月分及び翌月分）、事務手数料、翌月分安心保証パック特約料又は翌月分安心保証パックプラス特約料（但し、安心保証パック特約又は翌月分安心保証パックプラス特約が付されている場合に限り）、室内整備料（但し、安心保証パック特約及び安心保証パックプラス特約が付されていない場合に限り）及び前条⑧に基づき定める費用を、振込用紙による支払い、当社指定の口座へのお振込みまたはクレジットカード払いのいずれかの方法で当社に支払うものとします。	①契約者は、契約期間開始前までに、初期費用として、月額使用料（初月の日割分及び翌月分）、月額管理費（初月分及び翌月分）、事務手数料、安心保証パック特約料又は安心保証パックプラス特約料（初月分及び翌月分、但し安心保証パック特約又は安心保証パックプラス特約が付されている場合に限り）及び前条⑧に基づき定める費用を、振込用紙による支払い、当社指定の口座へのお振込みまたはクレジットカード払いのいずれかの方法で当社に支払うものとします。
第9条 2項	追項改訂	2. 本契約の対象であるレンタルボックス以外の未契約のレンタルボックス利用料金は諸事情により変動しますが、本契約の対象となるレンタルボックスの利用料金は当該変動の影響を受けません。

条項	改訂前	改訂後
第16条 2項	前項の規定は、本件サービスの提供に関する当社と契約者との間の契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合、適用されないものとし、この場合に当社は、当社の過失（本項においては重過失を除く）によって契約者に生じた損害については、直接かつ通常の損害についてのみ責任を負うものとし、損害賠償額は、30万円又は月額使用料の12ヶ月分のいずれか高い金額を上限とします。	前項の規定は、本件サービスの提供に関する当社と契約者との間の契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合、適用されないものとし、この場合に当社は、当社の過失（本項においては重過失を除く）によって契約者に生じた損害については、直接かつ通常の損害についてのみ責任を負うものとし、損害賠償額は、40万円又は月額使用料の12ヶ月分のいずれか高い金額を上限とします。
第18条 1項	本件サービスは、当社と当社が適当と認めた保険会社（以下「保険会社」といいます）との間で締結される保険契約により、レンタルボックス内に収納された一定の範囲の物品類の火災・盗難による損害を補償するため、当社が適当と認めた内容の損害保険が付保されており、契約者はこれを利用することができます。その内容については、別途当社から契約者に対し通知又は公表します。	本件サービスは、当社と当社が適当と認めた保険会社（以下「保険会社」といいます）との間で締結される保険契約により、レンタルボックス内に収納された一定の範囲の物品類の火災・盗難による損害を補償するため、当社が適当と認めた内容の損害保険が付保されており、契約者はこれを利用することができます。その内容については、火災、落雷、破裂又は爆発（気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象）、盗難（警察に届出を行う盗難事故をいい、対象となる盗難事故の際における対象の破損及び汚損の損害を含みます。）、水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害。漏水や雨漏りは対象外）となります。
第21条 1項	①レンタルボックスを住居、事務所、その他物品類の収納目的以外で使用すること	①レンタルボックスを住居及び事務所等の目的で使用すること、または物品類の収納目的以外で使用すること
第24条 5項	安心保証パック特約の保証対応については、本契約終了時の室内整備（点検、シート張替などレンタルボックス内の汚損等の有無及び程度を問わず専門業者により実施される対応を指します）を含み年間5回を上限とし、安心保証パックプラス特約の保証対応については年間10回を上限とします(契約日より起算して1年間毎に回数を算定し、それぞれ上限に満たない年があっても翌年に繰り越されることはありません）。 各特約の保証対応の内容などについては、安心保証パック契約約款の定めるところによります。 回数を算定し、5回に満たない年があっても翌年に繰り越されることはありません。（保証対象については、ハロー安心保証パック約款第6条4項を参照）。	安心保証パック特約の保証対応については、本契約終了時の室内整備（点検、シート張替などレンタルボックス内の汚損等の有無及び程度を問わず専門業者により実施される対応を指します）を含み年間5回を上限とし、安心保証パックプラス特約の保証対応については年間10回を上限とします(契約日より起算して1年間毎に回数を算定し、それぞれ上限に満たない年があっても翌年に繰り越されることはありません）。 各特約の保証対応の内容などについては、安心保証パック契約約款の定めるところによります。 回数を算定し、5回に満たない年があっても翌年に繰り越されることはありません。（保証対象については、安心保証パック契約約款第6条4項を参照）。

「あんしん保証パック契約約款」改定 新旧対比表

条項	改訂前	改訂後
第8条 1項	契約者が本オプションサービスの解約を希望する場合には、当社への電話での申出によるものとし、申出日の翌月末をもって解約されたものとします。 なお、解約後、再加入はできません。	契約者が本オプションサービスの解約を希望する場合には、当社への電話での申出によるものとし、申出日の翌月末をもって解約されたものとします。なお、解約後、再加入はできません。 また、本オプションサービスのみを中途解約した場合には、本保証約款第7条1項6号に定める室内整備料8800円を支払うものとします。